



全日本サーフキャスティング連盟

兵庫協会

会 則

第1章 総 則

第1条 名 称

本協会を全日本サーフキャスティング連盟（以下連盟と言う）
兵庫協会と称す（略称 全日本サーフ兵庫協会）。

第2条 目的と事業

1. 本協会は兵庫県下に於ける他の釣り団体、関係者、釣りクラブ相互の親睦交流を図りサーフキャスティングの釣り技術向上及び指導、釣りモラル釣りマナー、の遵守を通して健全な心身の育成に資する。
2. 本協会は、全日本サーフキャスティング連盟（略称 全日本サーフ）の地区協会として、その事業に参画・推進に協力する。
3. 本協会は年2回以上の釣り大会を開催し、その他関連諸事業、行事を通して社会福祉に寄与する。
4. 本協会は一般ビギナー・ジュニア（18歳未満）の育成を通じて投げ釣りの健全な発展に寄与する。

第3条 協会本部並びに事務局及び支部の設置

1. 協会本部は協会長の居住する場所に置く。
2. 事務局は協会長の指示する場所に置く。
3. 支部は理事会に於いて必要と認めた時は、兵庫県下の市町村に支部を設置する事が出来る。

第2章 協 会 員

第4条 入会手続及び資格

1. 兵庫県下にクラブ所在地を置き、原則会員 10 名以上のクラブの協会加入を認める。但し、10 名に満たないクラブも条件付で入会を認める場合がある。(連盟規約第1章 第7条に準ずる)
2. 協会加入は1クラブを単位として所定の手続(連盟及び兵庫協会入会金・年会費納入・クラブの名称、所在地、代表者名・会員名簿「役職名を明記」・会員住所録を提出)をしなければならない。
3. 協会員は協会登録クラブの登録クラブ員であること。
4. 協会加入と同時に協会会員及び全日本サーフ会員の資格を得る。
5. 協会会員はS/C、釣り保険に加入しなければならない。

第5条 退 会

会員(連盟・兵庫協会)としての資格は下記の理由により消滅退会とする。

1. クラブの解散。
2. クラブ員の協会会費が納入されないとき。
3. クラブの代表者より途中退会届が提出されたとき。
4. 会員が、協会活動目的を故意に逸脱し諸行為が協会員として相応しくないと理事会に於いて決議されたとき。

第6条 罰 則

1. 協会加盟クラブにして、連盟及び兵庫協会の主旨に反し釣り人としての誇りを失し、又協会員として名誉を著しく損したる者(ジュニア会員は、学生の本分を失し、学業をいたずらに怠りたる者)。
2. 会則、大会ルール等を逸脱し違反行為を行なった者。
3. 協会活動目的を逸脱した行為が発覚した場合。
4. 上記の処分内容については、諮問委員会を設置し、事実を確認し理事会に於いて審議の上決定するものとする。
(相互信頼に基づく事を主旨とする)。

第3章 役員

第7条 本会に次の協会役員を置く

1. 協会長 1 名・副協会長若干名(副協会長の中から 1 名を筆頭副協会長に指名することが出来る)・事務局長 1 名・書記長 1 名・会計 1 名・会計監査 若干名・部長必要数・名誉会長、顧問、相談役については、理事会の推薦、承認を得て置くことが出来る。

第8条 協会長の選出

1. 協会長は理事会に於いて選任する。
 - 1-1 立候補
立候補者は、協会会員で選挙管理委員会の要領に従い立候補手続きを経て立候補確認された者。立候補者が 1 名の場合は理事会の承認を得るものとする。
 - 1-2 推薦立候補
立候補者がいない場合は、理事 3 名以上による推薦をもって立候補者として扱うものとする。
 - 1-3 選挙日程
協会長改選年度は 9 月理事会で選挙管理委員会により立候補者の届け出詳細手続き等決定、11 月理事会投票、又は承認により選任。選任から引継ぎ迄の間、旧、新会長は業務引継ぎ作業期間とする。1 月新年総会当年報告事項終了後、新旧協会長は引き継ぎ交替する。ただし、協会長事故ある時はこの限りでない。
 - 1-4 理事の互選
立候補者がいない場合は、理事の互選による者を協会長として選任する。
2. 役員の任命
連盟役員、協会役員は、協会長が理事会に提案し承認を得る。

第9条 役員の任期

1. 協会長の任期は 3 年とするも再任は妨げないが 3 期 9 年間を超えないものとする。但し任期満了するもその後任が決定するまでは前任者がその職務を行うと共に、後任協会長へ協会運営詳細、協力関係先など実務引継ぎは書面にて確実にする事。
2. 役員の任期は 1 年とするも再任は妨げない。後任者が決定するまでは、前任者がその職務を行う。
3. 役員に欠員を請じた場合、協会長は理事会に図りその補充を行う。
4. 理事は初年度登録した各クラブ会長が 1 年間担当する。又クラブ員が 20 人を越えるごとに新理事 1 名を協会事務局に申請し登録することができる、再任は妨げない。

第10条 - 1 協会役員の職務

1. 協会長：本協会を代表し協会実施事業、業務を統括する。
協会長事故ある時は任期満了を待たず、直ちに新協会長の選出を行うことが出来る。ただし、任期は残任期間とする。
2. 筆頭副協会長：協会長を補佐し、協会長事故ある時は副協会長を代表し協会長職務を代行する。
3. 副協会長：主要職務を分担し職務担当役員と共に協会長を補佐する。協会長、筆頭副会長不在のときは協議し協会長職務を代行する。

4. 事務局長：協会長の指揮を受け協会事務業務、行事等一切の実務の任に当たる。
5. 書記長：本協会の開催する会議議事録の記録と公表。
6. 会 計：協会長の指揮を受け本協会の会計経理一切の任に当たり、会年度予算書案の作成、年度末には会計報告の作成、監査を受け新年度総会に会計報告の任に当たる。
7. 会計監査：本協会、会計経理の監査の任に当たる（中間監査・勧告を含む）。
8. 理 事：協会理事は、クラブ員 20 名迄はクラブ会長 1 名とし、以後 30 名を超える毎に新理事 1 名を協会事務局に申請登録することが出来るものとする。会議出席の理事に事故ある場合、当日届け出て当該クラブ員へ代行出席、委任することを妨げない（決議権有効）。協会運営事項など理事会提案事項の一切を審議し決定する議決権を有する。
9. 部 長：役職毎に部長を選任すると共に必要数の副・次長を置く事出来る。
10. 名誉会長・顧問・相談役：豊かな経験を活かし円滑な協会運営事項全般について役員理事会にして指導、参考意見を述べる事が出来る。
11. 三役：協会長、副協会長、事務局長を指して三役と称する。

第 10 条 - 2 部長の職務

1. 大物部長：連盟、大物魚表彰規程に基づき協会員の大物申請受け付け、審査、返却、表彰などの管理、業務の任に当たる。
2. キャスティング部長：「連盟のサーフキャスティングルール」に基づき、協会サーフキャスティング大会、各種大会の企画立案データ管理、備品保管実施業務の任に当たる。
3. 資材部長：連盟資材部の取り扱う資材一式を協会員へ斡旋、調達を任務とする。
4. 広報部長：協会ホームページを開設、常に最新情報を掲示し協会員の意思疎通と一般の方々への投げ釣りコミュニケーション作りを任務とする。又協会の機関媒体「WEB しおかぜ」の管理任務及び投げ釣りニュースキャスターを兼任する。
5. 事故防止部長：協会員の日常、特に釣り活動時における安全確保、予防、緊急処置教育などを任務とする。

*連盟本部の部会設置に伴って担当職は増減、改廃設置する。

第4章 会 議

第11条 会議の定義

1. 総会とは理事が議決権を持ち構成する新年第1回の理事会会議のことを言う。主に昨年度活動報告、当年度計画事項を提案し承認の可否を行なう。
2. 理事会とは第9条の4に従い任命された理事により構成する会議のことを言う。役員会からの提案、運営に関する事項への意見を述べ、審議し、可否について議決権の行使を行なう。
3. 役員会とは第10条-1の1.～10-2の内役職分担表に示す協会役員が集まり構成する会議の事を言う、主に協会運営、理事会審議提案事項の検討、調整を行なう。
4. 三役会議とは緊急若しくは口外に適さない事項について三役が協議判断し実施することが出来る、但し直近の理事会でその主旨、内容を報告し事後承認を得ること。
5. 諮問協議会とは協会長の招集指示に従い協会運営に関するあらゆる問題、課題を協議し協会活動の方向付けを協会長へ答申する。構成員は三役を中心に諮問テーマ、内容により会員、理事、役員を適時召集し協会長の諮問事項を協議する。
6. プロジェクト委員会とは特別な企画、計画、研究等を目的にスポット的に設置し解決、終了と共に解散する目的別委員会を言う。

第12条-1 会議の召集

総会・理事会・役員会・三役会議・諮問協議会は協会長がこれを招集する。
プロジェクト委員会はプロジェクトリーダーが招集し委員会の運営に当たる。

第12条-2 会議の議長

理事会・役員会・三役会議・諮問協議会の議長は協会長がその任に当たる。
協会長事故ある時は、筆頭副協会長又は副会長がその任に当たる。
総会の議長は構成員より選出、承認された者をもってこれに当てる。

第13条 総会・理事会の議決

総会・理事会は議決権所有者 2/3 の出席数（含委任）を持って成立し、出席者の過半数を以ってこれを決定する。

第14条 理事会・総会の開催

理事会は二箇月一回の開催を原則とするが、理事から要請があり役員会が必要と認める場合は、その都度開催する。

新年度第一回目の理事会は総会とし、毎年1月中に開催し、次の事項を審議する。

1. 当年度の事業報告、各種の年間表彰
2. 会計報告・監査報告
3. 会則の改廃（付則については都度理事会に於いて改廃決定する）
4. 連盟役員、協会役員、外郭団体の各職務部長指名の承認
5. 新年度の事業計画、予算計画の承認
6. その他審議事項

第15条 選挙管理委員会……………附則の要領に基づく

第5章 会 計

- 第16条 兵庫協会の会計は、入会金・会費・寄付金・雑収入等を以って賄う。
但し、女性・少年（18歳未満）の会費は一般の年会費より優遇する。
- 第17条 既納の会費は、いかなる理由あるとも一切返還しない。
- 第18条 兵庫協会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第6章 表彰規定

- 第19条 連盟大物表彰規定・協会大物表彰要領、キャスティング表彰要領を摘要する。
また、協会として社会に多大なり貢献と認めた者にも適用する。

第7章 事故防止規定

- 第20条 全日本サーフ事故防止規定を遵守する。

第8章 準 則

- 第21条 緊急を要する本会則に定めなき事項、改廃は、理事会に於いて審議の上これを定め総会までの試行運用を認める。
- 第22条 本会則の追加、改廃事項は、理事会に於いて過半数の賛成を得ること。
- 第23条 本協会の運営は、理事会の決議により実施する。
- 第24条 本会則以外の詳細取り決め事項（付則）は都度理事会に図り決定する。
- 第25条 本協会は主催する一切の行事、活動中に発生した如何なる事故についても各個人の責任とし協会は一切の民事責任を負わない。
- 第26条 この会則に定め無き事項は、必要に応じて連盟規則の定めに準じて行なうものとする。

第9章 附 則

会則の附則として、以下の要領を制定し運営の効率化を図る。

1. 選挙管理委員会要領 (発効年月日：平成24年1月18日)
2. 慶弔要領 (発効年月日：平成24年1月18日)
3. 大会プロジェクト運営手順要領 (発効年月日：平成24年1月18日)
(釣り・その他)
4. SC大会実施要領 (発効年月日：令和6年1月17日)
5. 大物協会記録、各種表彰要領 (発効年月日：平成24年1月18日)
6. 外部団体大会・行事参加申請要領 (発効年月日：平成24年1月18日)
7. 大会前日・当日の釣り不可可能表 (発効年月日：平成23年5月30日)
8. ホームページ管理要領 (発効年月日：平成24年1月18日)
9. 他協会交流実施要領 (発効年月日：平成24年1月18日)
10. 備品管理要領 (発効年月日：平成24年1月18日)
11. その他

・兵庫協会の活動手順等については附則とせず標準化しておく。

①外部大会届申請書 ②大会アンケート用紙（一般及び会員）③大会・行事参加申請書

(一般参加者) ④協会年間行事・大会実施計画手順書 ⑤事務局業務手順書 ⑥会計業務手順書……11 項については、事務局長一括管理とする。

改廃履歴

1. 兵庫協会会則は平成 2 年 1 月 25 日の新年総会に於いて制定した。
2. 改定：2011（平成 23）年 1 月 19 日 全面見直し新年総会にて制定した。
主な内容
 - 2010.2.10 改-1 全文見直し
 - 2010.2.17 改-2 5. 6. 8 条見直し
 - 2010.3.08 改-3 11 条に諮問協議会追記・指摘修正
 - 2010.4.01 改-4 7 条役割部署の追記
 - 2010.12.2 改-5 協会長選挙追記・部分的に文書調整
 - 2010.12.13 改-6 校正・文書関係調整・確認 一次提案書とする
 - 2010.12.15 理事会へ提案配布、概要説明し 2010.12.25 迄、意見収集した。
 - 2010.12.25～12.30 最終提案完成・改定 PJ、諮問協議会確認（1/12）
 - 2011.1.2 改-7 版 最終文書提出 主要修正文書完了した。
3. 会則の附則は、平成 23 年新年総会にて項目のリストアップと、理事会にて承認手続きを得て平成 24 年 1 月 18 日新年総会に於いて制定し発効とした。
 - 2016.4.20 改訂 支部長制度廃止に伴い、役職の削除と文字抜け等を修正する。
 - 2018.1.24 改訂 第 2 章 5 条及び 6 条の罰則を改定した。
 - 2024.1.17 改訂 第 9 章 4 を改定した。
 - 2025.1.15 改訂 7・8・9・10-1・10-2・14 条の一部を改定した。